

平成24年2月  
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

## 平成24年2月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成24年2月2日（木）午後3時00分開議

2 場 所 第4委員会室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 議案第41号 市長等の期末手当並びに教育長の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定について  
議案第42号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第43号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第44号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）について  
議案第45号 平成24年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）について  
議案第46号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について
- 6 請願第23-1号
- 7 その他
- 8 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第41号 市長等の期末手当並びに教育長の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定について  
議案第42号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第43号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第44号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）について  
議案第45号 平成24年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部

分)について

議案第46号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について  
請願第23-1号

2 その他

- (1) 平成23年度市川市児童生徒学習賞について
- (2) 平成24年度学校給食調理等業務委託の新規予定校について
- (3) 平成23年度「新成人の集い」について

5 出席委員 宇田川 進  
吉岡 博之  
五十嵐 美美子  
中村 ふじ江  
内田 茂男  
田中 康惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	岡本 博美	教育総務部長	下川 幸次
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	生涯学習部次長	角来 富美枝
教育政策課長	大野 英也	人事福利担当室長	竹中 秀成
就学支援課長	高橋 まゆみ	教育施設課長	金子 登志夫
義務教育課長	赤石 欣弥	指導課長	押田 敏郎
保健体育課長	水嶋 雅	教育センター所長	平山 淳子
生涯学習振興課長	丸山 賢治	地域教育課長	鈴木 栄司
青少年育成課長	安部 幸弘	公民館センター長	齋藤 忠昭
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	新木 等
自然博物館長	宮田 明吉		

8 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹 山田 浩一
"	副主幹 近藤 孝子
"	副主幹 宮内由美子
"	副主幹 岡田 靖弘
"	副主幹 関原 一久

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成24年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、五十嵐委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第41号 市長等の期末手当並びに教育長の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。本案は田中委員の一身上に関する事件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、田中委員は暫時退席をお願いします。

(田中委員退席)

○ 宇田川委員長

提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料は2ページから4ページでございます。本条例につきましては、本市の厳しい財政状況を踏まえ、特別職である市長、副市長及び常勤監査委員の期末手当の額を一定期間減額するとともに、教育長につきましても特別職の期末手当相当分に当たる期末手当及び勤勉手当の額を同様に減額するものでございます。3ページの条例第1条では特別職の期末手当の特例を定め、第2条で市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定めまして、それぞれ減額規定を設けております。減額率につきましては、市長が20%、副市長が15%、常勤監査委員及び教育長が10%でございます。なお、本条例は时限立法となっておりまして、4ページの附則第1項で、施行は公布の日からとされ、同第2項で、平成25年12月24日限りで条例は効力を失うとされております。なお、この条例が施行されますと、この間の教育長の期末・勤勉手当につきましては、4回分が減額されることとなります。減額される額につきましては、年間2回分で37万9,579円となります。また、ほかの給与を含めました年収ベースで申し上げますと、年間2.8%の減額となるものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第41号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということでよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしといたします。

(田中委員着席)

○ 宇田川委員長

議案第42号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 青少年育成課長

資料はお手元の資料5ページから7ページになります。6ページの条例改正案をごらんいただきたいと思いますが、この条例の改正に当たりましては、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例第2条に放課後保育クラブの名称、位置及び定員が定められております。このうちの市川市塩焼小学校放課後保育クラブの項で、定員60人を160人に改めるものでございます。この理由といたしましては、昨年3月、東日本大震災により使用することができなくなりました施設を建て替えることに伴い、今後見込まれる入所希望者に対応するため、塩焼小学校放課後保育クラブの定員を増員するものでございます。なお、資料7ページにつきましては、新旧対照表を載せてございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第42号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということでよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしといたします。次に議案第43号 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 考古博物館長

本件につきましては、2月定例市議会に議案を提出するに当たり、市長に意見を申し出る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会の議決をお願いするものでございます。まず、改正理由とその趣旨、概要でございますけれども、考古及び歴史博物館につきましては、これまで例規上、祝日を休館として運営してまいりました。しかしながら、図書館、自然博物館等同様の教育的施設や他の市民施設とのバランスから、あるいは議会等の指摘、要望を踏まえまして、年末年始を除く祝日の全面開館とするべく調整を進め、平成23年度から試行による祝日開館を実施し、平成24年度から正規実施に移す方針に沿いまして必要な改正を行うことといたしました。また、同時に地域の自主性及び自立性を高めるため

の改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、俗に分権一括法と言われるものでございますけれども、こちらによります博物館法及び同法施行規則の改正を受けまして、条例委任をされました博物館協議会委員の任命基準を明示する、あるいは既存規定の整備と条例全般の表記方法の点検見直しを行う目的で改正をさせていただくものでございます。試行によりました祝日開館における23年4月から12月までの9カ月、11回の試行結果でございますが、その入館者数は約1,900人を数え、今後の利用の拡大に同制度が期待を持てる状況が確認できてございます。次に、お諮りする具体的な内容でございますけれども、本日追加させていただきました新旧対照表をごらんいただきたいと思います。先ほど申し上げた3点が今回の改正によります概要でございますけれども、そのうちの大きく変わる部分に対しましてのみご説明をさせていただきたいと思います。まず、第5条開館時間は、次条の第6条とあわせまして、これまで当博物館の設管条例施行規則の第2条において定められていたものでございますけれども、こちらを条例に移しまして所定の改定を行うものでございます。この中で、祝日についても開館を行うということを規定させていただいております。また、ほかに大きく変わる部分でございますけれども、第9条、第10条、協議会の関係でございます。こちらについては博物館法の第20条の第1項となりますから、従前のものに加え、的確に第1項を含めて条例に明文化させていただくということでございます。第10条でございますが、これまで「委員15名をもって組織し」という表現になっておりましたけれども、これを「15人以内」と改めさせていただきます。結果的には委員15人であることには違いはございませんけれども、仮に協議会を開くに当たりまして、たまたま何らかの都合で人数が減っておつても、その補充等をせぬままでも協議会が成立するということをねらった改定でございます。同様に、先ほど申し上げたように分権一括法の関係で条例委任をされましたことから、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が新たに追加されております。あと13条の専門分科会につきましては、これまで第1号の記載のみでございましたけれども、これをもう少し明確にすべく、専門分科会は委員長の指名する委員をもって組織すること、また、調査研究の経過、結果は協議会に報告する義務を制度化して条例化させていただくものでございます。その他につきましては、現在の条文の表現を旧態のものから、現在使われている一般的な法律用語に改めることを中心に行なっていただくものでございます。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですが、議案第43号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということでよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしといたします。次に議案第44号 平成23年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

13ページをお願いいたします。このたび平成23年度市川市一般会計補正予算（第4号）予算案が確定し、2月市議会定例会に議案を提出するに当たりまして、教育費に係る予算については市長に意見を申し出る必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして教育委員会の議決をお願いするものでございます。それでは、資料の14ページをお願いいたします。初めに、1の歳入歳出補正予算の歳入についてご説明申し上げます。まず、第13款国庫支出金第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金でございます。小中学校ともに計上しております安全・安心な学校づくり交付金につきましては、今年度実施している小中学校の耐震補強改修工事やトイレ改修工事などを対象とした補助金でございます。今回の補正の主な内容といたしましては、国の補正予算、学校施設の防災対策に基づき学校施設環境改善交付金事業の実施により、平成24年度当初予算に計上する予定であった小中学校の耐震補強工事につきまして、平成23年度への前倒しを行い、その工事に係る補助金を計上したほか、既に当初予算に計上しています小中学校の耐震補強工事に係る補助金が当初見込みを上回ったことにより増額となったものでございます。この結果、小学校費国庫補助金として5億3,046万2,000円、中学校費国庫補助金として3億748万9,000円の増額補正を行うものでございます。続きまして、第20款第1項市債第6目教育債についてご説明いたします。これは、小中学校に対する耐震補強改修工事やトイレ改修工事などに係る借入金で、これにつきましても国の補正予算に基づき小中学校の耐震補強工事を前倒したことにより、小学校債で10億900万円、中学校債で3億6,780万円の増額補正を行うものでございます。以上、歳入につきましては合計で22億1,475万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、15ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。まず、第1項教育総務費から第7項社会教育費までの給料、職員手当等、共済費など、これらの人件費につきましては要因が共通しておりますので、一括してご説明申し上げます。この給料などの減額補正の要因は、国的人事院勧告に基づく給与改定によりまして給与費が減となったこと、また、年度途中の職員の退職や予算を編成した時点と実際の職員の配置人数や職位の差などによりまして不用額が生じましたことから、人件費総額で8,000万円の減額補正を行うものでございます。なお、内訳につきましては、

教育総務費が2,616万7,000円、小学校費で737万7,000円、中学校費で41万円、幼稚園費で2,293万2,000円、学校保健費で104万1,000円、社会教育費で2,207万3,000円の減額となっております。次に、人件費以外の補正予算についてご説明いたします。第1項教育総務費第2目事務局費の非常勤職員等雇上料につきましては、事務局職員や給食調理員などが病気休暇や育児休業などの長期休暇を取得した期間が見込みより短かったこと、また、繁忙期における非常勤職員の配置が当初予算で見込んだ人数等より減となりましたことから、1,373万4,000円の不用が見込まれることから減額補正を行うものでございます。次に、第3目学校教育指導費の委託料についてご説明いたします。これは、小中学校で実施した学力調査の採点及び集計、分析の業務を委託したものでございますが、入札により差金が生じたため138万1,000円の減額補正を行うものでございます。続きまして、第4目教育センター費の委託料につきましても公共図書館と小中学校、幼稚園、特別支援学校、教育センター間の図書配達委託業務におきまして、入札により差金が生じたために不用額の99万9,000円につきまして減額補正を行うものでございます。続きまして、第2項小学校費第1目学校管理費の委託料ですが、これについても小学校の耐震補強工事に係る設計委託料のほか国分小学校建替工事に係る設計委託料について入札差金が生じたことなどにより、5,399万3,000円の不用額が生じたため減額補正を行うものでございます。続きまして、工事請負費についてですが、校舎等改修工事費の2,626万1,000円の減額補正及びトイレ改修工事費の1,263万5,000円の減額補正につきましては、やはり入札差金が生じたことにより行うものでございます。一方、耐震補強改修工事費につきましては、歳入でもご説明しましたとおり国の補正予算に基づき平成24年度に計上する予定でありました小学校の耐震補強工事を平成23年度に前倒しすることから、14億3,683万4,000円の増額補正を行うものでございます。続きまして、第3項中学校費でございます。第1目学校管理費の光熱水費につきましては、昨年3月の東日本大震災の発生に伴い光熱水費の節約に努めたことから、不用額1,235万5,000円の減額補正を行うものでございます。続きまして委託料についてですが、これは、第四中学校建替工事に係る設計委託料及び第六中学校耐震補強工事に係る設計委託料において入札差金が生じたことから、5,433万5,000円の減額補正を行うものでございます。続いて工事請負費でございます。校舎等改修工事費の2,644万6,000円の減額補正及びトイレ改修工事費の648万7,000円の減額補正につきましては、やはり小学校費と同様に入札差金が生じたことにより行うものでございます。一方の耐震補強改修工事費につきましては、既にご説明いたしましたとおり国の補正予算に基づき平成24年度に計上する予定でありました中学校の耐震補強工事を平成23年度に前倒しすることから、6億1,864万5,000円の増額補正を行うものでございます。続きまして、第4項第1目学校給食費でございます。給食輸送

委託料におきましては、給食予定日の日数の減によりまして2万8,000円の減額となるものでございます。次に、学校給食調理等業務委託料については、給食予定日の日数の減のほか入札差金が生じたことにより3,475万8,000円の減額となるものでございます。また、細菌検査委託料についても入札を行いました結果、差金が生じたことにより163万6,000円の減額となるものでございます。一方、施設管理委託料については、昨年3月の東日本大震災の影響から学校給食食材放射線量分析を実施したことなどにより87万4,000円の増額となるものでございます。次に、16ページをお願いいたします。続きまして、第6項第1目学校保健費についてご説明申し上げます。各種健康診断委託料831万6,000円の減額補正及び心電図検査委託料670万8,000円の減額補正につきましては、いずれも入札の結果、差金が生じたことにより行うものでございます。続きまして、第7項社会教育費第4目図書館費についてご説明いたします。需用費の光熱水費につきましては、昨年3月の東日本大震災に伴い光熱水費の節約に努めた結果、393万5,000円の不用額が見込めることになったことにより減額補正を行うものでございます。次に、図書館情報システム等に係る保守手数料の318万2,000円の減額補正、移行委託料の595万円の減額補正及び賃借料の166万円の減額補正につきましては、いずれも入札を行いました結果、差金が生じたことにより行うものでございます。工事請負費につきましても、図書館施設改修工事費において生涯学習センター中央監視設備工事費の入札の結果、差金が生じたことにより3,773万3,000円の減額補正を行うものです。続きまして、第6目博物館費の委託料についてご説明いたします。これは下総国分寺、下総国分尼寺の遺跡調査システム地図の整備委託におきまして、見積もり合わせの結果、差金が生じたことにより123万円の減額補正を行うものでございます。以上、歳出につきましては合計で16億6,259万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、2の繰越明許費についてご説明いたします。小学校耐震補強事業15億7,450万円、中学校耐震補強事業8億1,637万3,000円につきましては、先ほどからご説明申し上げましたとおり、国の補正予算に基づきまして平成24年度に計上する予定であった耐震補強工事について、平成23年度に前倒しすることから、今回の2月補正予算で計上するとともに、平成24年度に繰り越して執行するために繰越明許費として計上するものでございます。最後になりますが、3の地方債補正につきましては、歳入の第20款の市債を増額補正することに伴いまして、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額より13億7,680万円増額の24億6,150万円へ限度額の変更を行うものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。なお、質疑につきましては各担当課長より回答させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですが、議案第44号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということでよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしといたします。次に議案第45号 平成24年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

本日配付させていただきました「定例教育委員会 平成24年一般会計予算（うち教育費に係る部分）」という冊子をごらんいただきたいと思います。このたび平成24年度市川市一般会計の予算案が確定いたしまして、2月市議会定例会に議案を提出するに当たりまして、教育費に係る部分について市長に意見を申し出る必要があるために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして教育委員会の議決をお願いするものでございます。それでは、初めに歳入から説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。平成24年度一般会計予算の教育費に係る部分の歳入総額は22億6,534万7,000円で、23年度の23億7,007万8,000円と比較いたしまして1億473万1,000円の減となっております。この減額の主な理由につきましては、まず第13款国庫支出金第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金におきまして、平成24年度当初予算で計上する予定でありました小中学校の校舎耐震補強工事を国の補正予算により平成23年度に前倒ししましたことに伴い、その財源となる教育費国庫補助金も前倒ししたことなどによりまして、前年度比で1億3,001万8,000円の大幅な減額となったことが主な要因でございます。一方で、第14款県支出金第2項県補助金第7目教育費県補助金におきまして、放課後保育クラブ運営事業に対する補助金について、補助基準額が上がったことなどにより、前年度比で2,166万7,000円の増額となっております。続きまして、2ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。歳出につきましては総額で141億7,200万円で、23年度の145億7,100万円より3億9,900万円の減となっております。各項目の主な増減理由といたしましては、第1項教育総務費第4目教育センター費におきまして、平成24年度に学校コンピューターネットワークシステムを構築することなどから、8,003万1,000円の増となっております。続きまして、第2項小学校費及び第3項中学校費、それぞれ第1目の学校管理費におきまして、歳入でもご説明いたしましたとおり、国の補正予算に伴いまして24年度に計上する予定であった小中学校の耐震補強工事を平成23年度に前倒ししたことなどによりまして、小学校の学校管理費で6億7,830万2,000円の減、中学校の学校管

理費で7億5,230万6,000円の減となっております。一方で、第2項小学校費第3目学校建設費が新規計上となっておりますが、これにつきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年計画といたしまして国分小学校の給食室及び校舎の建て替えを予定しており、そのうちの平成24年度の事業費3億5,562万5,000円を計上したものでございます。また、第3項中学校費第3目学校建設費におきましても、平成24年度から平成26年度までの3カ年計画として第四中学校第一校舎の建て替えを予定しており、そのうちの平成24年度の事業費を計上したこと、また、校舎の建て替えに先行いたしまして第四中学校の体育館新築工事を行うことなどから、6億2,556万1,000円の大幅増となるものでございます。次に、第4項第1目学校給食費につきましては、給食調理等業務委託により新たに1校を民間委託化すること、また国分小学校の給食室の建て替えに伴い給食室の備品を更新すること、さらに学校給食について、1つの家庭で義務教育諸学校に同時に3名以上在籍する場合には、そのうちの3番目以降の児童生徒の給食費の無料化を実施することなどによりまして1億5,683万6,000円の増額となったものでございます。続きまして、第7項社会教育費についてご説明いたします。第4目図書館費につきましては、平成23年度は生涯学習センター中央監視装置及び図書館情報システムなどの更新があったことにより、平成24年度は1億7,094万7,000円の減額となったものでございます。続きまして、第9目青少年育成費につきましては、放課後保育クラブの運営に係る指定管理料の見直しなどにより1億751万7,000円の増額となったものでございます。続いて、3ページをお願いいたします。3の継続費についてご説明いたします。継続費につきましては、主に建設事業におきまして複数年度で事業を実施する場合に、あらかじめ各年度ごと予算額が定められるものについて総額及び年割額を設定し、議会の議決を得るものですが、教育費においては3つの事業を計上しております。なお、そのうち平成24年度分については歳出予算でも計上しているところでございます。まず1つ目は、小学校費における国分小学校給食室・校舎建替事業でございますが、これは歳入歳出予算でもご説明いたしましたとおり、国分小学校の給食室及び校舎につきまして、平成24年度から26年度までの3カ年計画で建て替えを行うもので、総額で15億2,000万円を計上するものでございます。2つ目は、中学校費における第四中学校校舎建替事業でございますが、これも歳入歳出予算でご説明いたしましたとおり、第四中学校の第一校舎について、平成24年度から26年度までの3カ年計画で建て替えを行うもので、総額で8億2,850万円を計上するものでございます。また、3つ目の社会教育費における大野公民館改修事業ですが、これは平成24年度から平成25年度の2カ年計画で当該公民館内にエレベーターを設置するほか、会議室の増設を行うもので、総額で1億4,000万円を計上するものでございます。続きまして、4の債務負担行為についてご説明いたします。債務負担行為に

つきましては、次年度以降数年間にわたって行う建物の借り上げなど後年度に負担が生じる経費について、その事業期間や事業費の限度額を定めまして、あらかじめ議会の議決を得るものでございます。債務負担行為につきましては4つの事業を計上しております。1つ目は、中国分小学校校舎借上料ですが、これは近隣の工場跡地の住宅建設の急増などによりまして、当該小学校の教室不足が見込まれますことから、校舎を増設することに伴い1億8,500万円の債務負担行為として計上するものでございます。2つ目は、国分小学校仮設校舎借上料でございますが、これは先ほどからご説明いたしましたとおり、国分小学校の校舎の建て替えを行うことに伴いまして、旧校舎の取り壊し時から新築の校舎が供用開始となるまでの間、仮設校舎を借り上げるため3億900万円の債務負担行為として計上するものでございます。3つ目でございますが、第四中学校仮設校舎借上料でございます。これも同様に、第四中学校の第一校舎の建て替えを行うことに伴い、旧校舎の取り壊し時から新築の校舎が供用開始となるまでの間、仮設校舎を借り上げるため1億4,300万円の債務負担行為として計上するものでございます。4つ目でございます。新井小学校放課後保育クラブ建物借上料ですが、これは、新井小学校の児童が増加したことにより教室不足が懸念されていることから、現在、教室を利用している放課後保育クラブを校舎外に移動させるため、保育クラブ用の建物を学校敷地内に建設することにより、1億4,000万円の債務負担行為を計上するものでございます。続きまして、地方債についてご説明いたします。これは、事業を実施する際に費用の一部を借り入れる必要があることから、教育債に係る借り入れの限度額や方法、利率、償還方法を定めて議会の議決を得るものでございます。起債の限度額は10億5,930万円となっておりまして、借り入れの内容は、小中学校トイレ改修事業、小中学校建替事業、公民館営繕事業、史跡公有化事業に関するものでございます。以上でございます。続きまして、平成24年度の主要事業の概要について、主なものについてご説明させていただきます。7ページをお願いいたします。初めに、1番の入学準備金貸付事業でございます。これにつきましては、高等学校、大学などに入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対しまして、その一部を無利子で貸し付け、教育機会の均等を図るものでございます。次に、3番の私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在園する園児の保護者に対しまして補助金を交付し、保護者の負担の軽減を図るものでございます。次に、8ページをお願いいたします。6番、私立幼稚園預かり保育事業費補助金につきましては、幼児教育の振興と保育園の待機児童の解消を図ることを目的に、保護者が就労している場合でも幼稚園に通わせることができるよう、預かり保育を実施する園に対しまして補助を行うものでございます。次に、9ページをお願いいたします。7の私立幼稚園等子育て支援金につきましては、幼稚園・幼稚園類似施設に在園

する園児の保護者のうち、子どもを3人以上養育している一定所得以下の世帯に対して補助金を交付し、子育てを支援するものでございます。9番、少人数学習等担当補助教員事業につきましては、小中学校全校、55校への配置と37人規模の学級のある大規模校5校に補助教員を派遣し、きめ細やかな指導を引き続き実施するものでございます。続きまして、11ページをお願いいたします。16番の学力・学習状況調査実施事業でございます。これは、学力・学習状況調査を全小学校の第5学年、全中学校の第2学年で実施し、児童生徒の学習状況や生活習慣を把握することで学習指導の改善、保護者への啓発など、小中学校が連携した教育を推進するものでございます。17の学校情報化研究事業につきましては、ITを活用した「わかる授業」の実践を推進するために、教員のコンピューター機器操作のレベルアップを図るものでございます。なお、平成24年度におきましては、13ページの21をごらんください。コンピューター教育振興事業にも記載がございますけれども、この事業とあわせた中で利便性の高い学校コンピューターネットワークシステムである校務支援システム、学習支援システムを導入することで、さらなるICT環境整備の充実を図ってまいりますのでございます。12ページにお戻りください。19番、小学校・中学校耐震補強事業につきましては、児童生徒の安全確保と災害時における避難場所となる校舎の耐震補強改修事業と、今後、改修を予定しております校舎の設計委託を行うものでございます。なお、設計委託につきましては、小学校で10校12棟、中学校で4校4棟を予定しておりますが、改修工事につきましては、平成24年度で実施する予定だったものを平成23年度の2月補正で計上し、前倒しで執行することとなっております。次に、13ページをお願いいたします。20の小学校・中学校トイレ改修事業につきましては、老朽化したトイレを改修し、児童生徒が明るく清潔に利用できるよう年次計画に基づき改修を行い、環境改善を行うものでございます。なお、設計委託につきましては小学校2校、中学校1校を、改修工事につきましては小学校5校、中学校2校を予定しておりますところでございます。次に、14ページをお願いいたします。22の小学校・中学校建替事業につきましては、耐震診断の結果、耐震性が不足しています国分小学校の給食室及び校舎、第四中学校の体育館及び校舎を建て替えるものでございます。なお、いずれも平成26年度までの計画により整備していくものでございます。次に、23、学校給食事業（調理等業務委託事業）につきましては、平成24年度に新たに曾谷小学校1校の民間委託を行うものでございます。これによりまして、平成24年度末の給食の民間委託率は73.2%となります。続きまして、24番、学校給食事業につきましては、子どもたちに提供する給食の安全性を確保するため、給食食材及び調理済みの給食の放射性物質の検査を実施するものでございます。次に、15ページの25番、学校給食費負担軽減事業につきましては、給食費の値上げが必要な状況がある中で、景気の急速な悪化による保護者の

経済的負担を軽減させる措置として、前年度に引き続き食材の現物支給を実施するものでございます。なお、平成24年度におきましては、多子世帯の負担軽減対策として、1つの家庭において義務教育諸学校に同時に3人以上在籍する場合は、そのうちの3番目以降の児童生徒について給食費を無料とする政策を実施するところでございます。次に、16ページをお願いいたします。31の史跡整備保存事業でございます。これにつきましては、国の史跡に指定されております史跡曾谷貝塚の公有化を図るため用地取得等を行うものでございます。なお、平成24年度の公有化予定面積は2,166m<sup>2</sup>となっております。次に、17ページをお願いいたします。33の公民館営繕事業につきましては、西部公民館のエレベーター設置工事を行うほか、大野公民館についても平成25年度までの2カ年計画によりましてエレベーターの設置及び会議室の増設工事を行うものでございます。最後に、18ページでございます。37の放課後保育クラブ運営事業につきましては、受け入れ体制の整備充実を図るとともに、引き続き待機児童の解消に努めます。なお、平成24年度においては、非常用食料や飲料水、毛布などの災害対応用品を全43クラブに配備するとともに、災害時等の通信手段の整備を図ってまいります。以上、教育委員会に係る平成24年度の当初予算案の概要につきましてご説明させていただきました。説明は以上となります。ご質問につきましては各担当課長からご説明させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですが、議案第45号につきましては、教育委員会として市長への意見は、なしということでよろしいでしょうか。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案に対する教育委員会の意見は、異議なしといたします。次に議案第46号 市川市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育センター所長

資料は19、20ページをごらんいただきたいと思います。市川市心身障害児就学指導委員会について、第1号委員、眼科医師、氏原 弘医師より自己都合により辞任願が出されました。つきましては、氏原医師の解嘱及び市川市心身障害児就学指導委員会条例第4条第1項第1号及び第2項の規定により、眼科医師、津山弥生医師を委嘱したいので委員会の議決を求めるよろしくお願いします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないよう

すので、議案第46号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして請願第23－1号 憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願を議題といたします。本来であれば、事務局より請願文書の朗読をするところですが、事前に請願文の写しを皆様にご覧いただいていることから、省略させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

請願については、ご意見をいただいた後に、採択・不採択を決することといたします。ご意見をいただく前に、請願文の内容に照らし、市川市の現状について説明を求めます。

○ 指導課長

本市では、本年度まで中学校英語教科書は光村図書のコロンブスを使用しており、請願書において指摘がありました教科書の使用はございません。しかしながら、次年度から、今回の中学校用教科書の採択によりまして、本市におきましては三省堂出版のニュークラウンを使用することとなっております。資料の22ページとなりますが、請願要旨 [2] の①、著しく宗教的色彩の濃い教科書を不採択されることを要求するという項目に三省堂出版中学校英語3年用「キング牧師の夢 差別無き人権の大切さ」がございます。当該教科書の単元の内容でございますが、生徒がアメリカの歴史的な背景を知り、キング牧師の公民権運動を通じ人権について学習する教材の構成になっております。また、単元の学習目標でございますが、1つには、生徒がアメリカの公民権運動について知り人権の大切さを知る、もう1つには、生徒が尊敬する人物についてスピーチをするとなっておりまして、本文の内容も、学習活動におきましても、宗教的な色彩が濃い教材ではないものととらえております。当該教科書を含めまして請願書に指摘があった教科書につきましては、文部科学省が検定基準を定め、検定に合格した教科書でございます。また、当該教科書は葛南西部地区採択協議会の選定教科書として、本市教育委員会がその権限と責任により採択した適正な教科書であると考えております。次に、21ページに戻りますが、請願要旨の [1] と23ページ、24ページにわたりますが、[2] の②、また [3] につきましては、宗教的色

彩の濃い祭礼行事や文物の扱いは児童の基本的人権を蹂躪するものであり、授業等に取り入れないように配慮してほしいという請願内容であると理解いたします。このことにつきましては、昭和24年10月25日付文部事務次官通達「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取扱について（抄）」の中で、「文学および語学の教科書においては文学的あるいは語学的価値があると認めて選択したものである限り、宗教的教材が含まれてもよい」としております。また、学習指導要領、外国語、3指導計画の作成と内容の取扱いにおきましても、「世界や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと」また、「広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと」とし、文学的価値あるいは語学的価値のある教科書の使用ですか、日本人にも認知されている海外の行事等は国際理解教育の一環として配慮しているところでございます。以上のことから、本市小学校、中学校においての教育活動は各種法令や規則に基づき実施しておりますが、児童生徒に保障されている基本的人権である信教の自由を侵害するような授業は行っていないと認識しております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明が終わりましたので、ご意見をいただきたいと思います。

○ 内田委員

私はこれまでのこちらの委員会としての対応、考え方でよろしいと思います。例えばキング牧師が「I have a dream」と言ったときに、自分の宗教を押し付けているとは思いません。普遍的な人間としての正義の話をしているのだろうと思います。したがって、この請願文書を受け入れる必要はないだろうという気がします。

○ 中村委員

私も先ほどのご説明のとおり、人権の大切さを学ぶ教科書であって、宗教色が濃いような内容ではないと思いますので、問題ないと思います。

○ 宇田川委員長

他にないようですので、請願第23-1号について採決をとります。請願を採択すべきものとする方は、挙手してください。次に不採択すべきものとする方は、挙手してください。不採択が全員ですので、本請願は不採択すべきものと決定いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成23年度市川市児童生徒学習賞についてを説明してください。

○ 指導課長

資料の37ページ、38ページとなります。この学習賞は、市川市内の小・中・特別支援学校の教育活動の成果として、全国規模、関東規模、また全県規模の行事に参加し優秀な成績をおさめた児童生徒を表彰し、本市教育活動の振

興に寄与することを目的としております。今年度は個人受賞者22件、団体受賞者12件の合計34件の受賞となりました。34件のうち学芸面が11件、スポーツ面が23件、また、公立学校の受賞が19件、私立学校の受賞が15件となっております。今年度も全国規模の大会やコンクールでの活躍が10件ございました。平田小学校6年の末廣彩花さんは、「楽しいな 走って笑って 汗かいて」という標語で文部科学省主催の子どもの体力向上啓発標語に応募し、全国5,852点の中から1位となる文部科学大臣賞を受賞いたしました。また、スポーツ面では、福栄中学校の高梨汐音さんが全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会の100m平泳ぎ11歳～12歳の部で全国第2位の成績をおさめております。これらの栄えある受賞は、周囲のさまざまな方々に支えられ、子どもたち1人1人が日々たゆまぬ努力を重ねてきたことが実を結んだものと考えております。表彰式は2月13日月曜日に開会されます2月定例議会の初日に市川市議会議場において行われまして、市長から直接表彰状を手渡ししてもらうことになってございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(2)平成24年度学校給食調理等業務委託の新規予定校についてを説明してください。

○ 保健体育課長

1月12日の定例教育委員会にてご報告させていただきました曾谷小学校の業務委託の件でございますが、1月20日に保護者説明会を行いました。説明会では、保護者より、調理業務の内容、また職員構成などについての質問がございましたが、委託になっても直営と何ら変わらないことを説明し、ご理解をいただきました。なお、委託業者でございますけれども、1月24日に入札を行い、日本給食が受託いたしました。以上ご報告申し上げます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(3)平成23年度「新成人の集い」についてを説明してください。

○ 生涯学習振興課長

議事日程資料の最後にあります39、40ページの資料をごらんください。それに沿って説明させていただきます。まず、開催日時ですが、平成24年1月8日日曜日に市川市文化会館にて開催いたしました。参加していただきました教育委員の皆様には大変ありがとうございました。記念品として携帯用の箸を配付いたしました。全体の対象者に対して、受付者数は2,595名、受付率は63.8%で、昨年度に比べまして人数にして126名の増、比率で3.4%の増となっております。来賓については資料のとおりでございます。各会場別でございますが、大ホールの式典会場は1階、2階席とも満杯となりまして、一部立ち見状態になってしまいましたため、2階の小ホールに誘導案内しましてライブ中継を見ていただきました。また、小ホールホワイエにて記念写

真撮影コーナーの設置や、いちかわケーブルネットワークテレビによる新成人が小学校入学時に撮影を受けた「わくわく1年生」が放映されております。地下1階のビデオレターコーナーでは、開場から終了時間まで常時、新成人が集まる場になりましたし、懐かしい先生方のビデオを鑑賞しておりました。4階に茶席体験のコーナー、和室及びロビーでお茶を体験するコーナーを設けましたが、新成人や着付け直しをされる皆さんがたくさん来ていただきました。また、ここ数年、男子の袴の直しなどで利用されるケースもふえているようです。次に、特記事項としてありますけれども、地下1階のロビーで保健センターによる20歳の歯科検診キャンペーンが実施されました。新成人へ配付した配付物ですけれども、記念品とともに市役所内の各担当課から行政情報提供としまして雇用のチラシ、選挙の啓発チラシ、国民年金のパンフレット、健康冊子等を配付させていただきました。また、今回も市川警察署の協力を得まして会場内外の巡回警備を行いました。施設内で多少騒いだ新成人も見受けられましたが、全体として大きな事故もなく、無事に式典が終了できたと考えております。報告については以上でございますが、来年度、平成24年度の成人式の開催日程についてお知らせをさせていただきたいと思います。日曜日開催といったしまして、これで3回が終了いたしました。参加率も60%を超えていることから、新成人には日曜日開催が定着したものと考えております。また、会場施設内で約150人の新成人に聞き取りによるアンケート調査を実施させていただきました。その中で9割の新成人が日曜日開催を支持するというお答えをいただいております。したがいまして、次年度、平成24年度の成人式につきましても日曜開催とさせていただきまして、具体的には平成25年1月13日が日曜日になりますので、この日取りで次回は実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 五十嵐委員

実行委員の方たちの感想は何かありましたでしょうか。

○ 生涯学習振興課長

手を挙げてくれるだけで大変意欲的な青年たちですけれども、10名の実行委員が今回かかわってくれました。そのうちの7名の実行委員さんが二十歳の青年たちです。19歳枠の来年成人式を迎える子たちが3人入って実行委員会を編成しまして、おおむね10回の会議という予定で、昨年の6月から会議を重ねてきたのですが、結局、11回会議を行いまして、企画全体についてかなり白熱した討議をしてもらって、皆さん大学生なので、時間的にはかなり厳しかったと思うのですけれども、充実感を持ってやっていただいたと思っています。最後にステージで記念写真なども撮っていましたけれど

も、非常に満足された印象を持っております。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上でございますが、皆様から何かござりますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成24年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時10分閉会)

署名委員

委員長

宇川進

委員

吉田博之

委員

五十嵐美美子